

【あましん当座キャッシュカード規定（個人・法人用）】

【個人用】

1.（カードの利用）

- (1) 当座勘定について発行した当座キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は当座勘定について、次の場合に利用することができます。
 - ①当金庫の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れをする（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）場合
 - ②当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻しをする（当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。）場合
 - ③当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) カードの発行に当っては、当金庫「手数料一覧」にもとづく手数料をいただきます。

2.（預金機による預入れ）

- (1) 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当座勘定について初めてカードの発行の申込みがあった場合には、「現金自動預入支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3.（支払機による払戻し）

- (1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲

内とします。

- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく手数料または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、当座勘定の預入れおよび払戻し時に、入金帳および当座小切手なしで、その預入れ・払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当金庫の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより当座勘定からの払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求められることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

8. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

9. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた当座勘定からの不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けた場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料をいただきます。
- (6) 暗証番号は、第3項によるほか、当金庫所定の支払機を使用して変更することができます。支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第3項における書面による届出の必要はありません。

1 1. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

1 2. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定契約を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードをお取引店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードをお取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第14条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- (4) カードの発行日またはカードによる最終取引日から、5年の間ご利用（入金・出金・振込・振替）のない場合は、カードのご利用を停止させていただきます。

1 3. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 4. (規定の適用)

この規定の定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、当座勘定貸越約定書の各条項および振込規定により取扱います。

1 5. (変更)

- (1) この規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合は、預金者の合意がなくとも変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

1 6. (準拠法、合意管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

【法人用】

1. (カードの利用)

- (1) 当座勘定について発行した当座キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当座勘定について、次の場合に利用することができます。
 - ①当金庫の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れをする（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）場合
 - ②当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座勘定から振込をする（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）場合

- います。)を使用して当座勘定から払戻しをする(当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。)場合
- ③当金庫の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④その他当金庫所定の取引をする場合
- (2)カードの発行に当っては、当金庫「手数料一覧」にもとづく手数料をいただきます。

2. (預金機による預入れ)

- (1) 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは入金帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当座勘定について初めてカードの発行の申込みがあった場合には、「現金自動預入支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、当金庫の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫の定めた金額の範囲内で、第1項の振込依頼をする場合における当金庫の振込機による1日あたりの振込について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払

戻しをした当座勘定から自動的に引落します。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより当座勘定からの払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けた場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料をいただきます。
- (6) 暗証番号は、第3項によるほか、当金庫所定の支払機を使用して変更することができます。支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第3項における書面による届出の必要はありません。

8. (暗証番号の照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したのものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して当座勘定からの払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当金庫の窓口においてカードを確認し、払戻手続に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前項と同様とします。

9. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定契約を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードをお取引店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードをお取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第11条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合
- (4) カードの発行日またはカードによる最終取引日から、5年の間ご利用（入金・出金・振込・振替）のない場合は、カードのご利用を停止させていただきます。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

この規定の定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、当座勘定貸越約定書の各条項および振込規定により取扱います。

13. (変更)

- (1) この規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するとき、または、変更が契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合は、預金者の合意がなくとも変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネットその他適当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

14. (準拠法、合意管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上